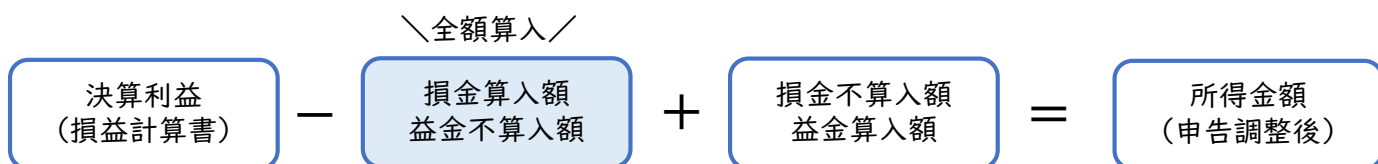


# ご存じですか？ 受配者指定寄付金 (全額損金に算入できる寄付金) のご案内

《概要》受配者指定寄付金は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者(企業等)が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置を行うためのものです。企業等法人が私立学校へ寄付した場合、**支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度**です。



## 手続きの流れ



- ・私学事業団とのやり取りは原則、大学を經由して行われます。
- ・裏面も合わせてご覧ください。



## 留意事項

- この制度はいつでもお申し込みいただけます。
- 寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。
- 損金算入の手続きには、私学事業団が発行する「寄付受領書」が必要になります。
- 通常、ご入金から「寄付受領書」の到着まで2ヶ月程度のお時間がかかりますので、当該決算日近くのご寄付についてはご注意下さい。

## その他

この他に直接、大学に寄付をしていただく制度で「**特定公益増進法人に対する寄付金**」もごございます。こちらは寄付金のうち一定の限度額まで損金に算入することができます。また、これを超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入できます。限度額の計算式は以下の通りになります。

### 【計算式】

$$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

### 《各制度の比較》

	受配者指定寄付金	特定公益増進法人に対する寄付金
寄付金の流れ		
優遇措置	全額損金算入	計算式に基づいた限度額まで損金(又は所得控除)算入
利用できる対象	・法人税を納めている法人	・個人 ・個人事業主 ・自営業 ・一般法人